主

本件各上告棄却する。

理 由

弁護人阪埜淳吉上告趣意書第一点原判決八認定セル事実ニ対シ法令ヲ適用シナイ 違法ガアル即チ原判決八其ノ事実理由二於テ「被告人三名八抜キ身ノ日本刀ヲ所持 シテ居タ原審相被告人Aカラ同人ノ知合デアル千葉市a町b番地ノ農家デアルB方 二押入リ強盗スルコトヲ強要セラレテ同人言ニ従ヒコヽニ被告人三名ハ右 A ト共謀 ノ上昭和二十一年二月十七日午後十一時三十分頃 A ノ指図二従イ云々」ト判示シ之 力証拠トシテ被告人等ノ当該公廷二於ケル判示各関係部分二付判示シタトコロト同 趣旨ノ各供述ヲ援用シテ居ル仍ツテ原審公判調書ヲ杳スルニ裁判長ノ「Cノ家デ強 盗二入ル相談ガ出来タノデハナイカ」トノ旨ノ問二対シ被告人Dハ「実ハ此ノ時ハ Aハ強盗ノ話ヲシタガ誰レモ賛成シナカツタノデ出掛ケル時ニハAハCニ対シ鶏ヲ 盗ンデ来ルカラ飯ヲ炊イテ居レト言ツタノデ自分達八鶏ヲトリニ行クモノト思ツテ 一緒二行ツタノデス」(本件記録五九七丁裏)ト答へ被告人E(問)Cノ家デ強盗 二入ル相談ガ出来タノデハナイカ(答)ソウデハアリマセヌ(問)夫レデハCノ家 デハドンナ話デアツタカ(答)鶏ヲ盗ンデ来様ト言フ話デシタ」(記録六〇七丁表) ト供述シ被告Fハ「此ノ時(Cノ家ヲ出ル時)ハ強盗ニ行クト言フ事ハ判ラズ鶏ヲ トリニ行クモノト思ツタノデス」(記録六一二丁裏)ト答へ次デ裁判長ノ被告人等 が強盗二入ルノダト云フ事ガ判ツタノハ何時カトノ旨ノ問二対シテ被告人Dハ「此 ノ家(被害者ノ家)ノ近クノ杉山ノ所へ行ツタ時 A ガ今夜八此処へ入ラウト云ツタ ノデ此ノ時初メテ強盗ニ入ル事ガ判リマシタ」(記録六○四丁表)ト答へ被告人E ハ「 B (被害者) ノ家近クノ坂ノ所デ A ガ今晩此処へ入ルト言ツタノデ初メテ知リ マシタ」(記録六〇八丁表)ト答へ被告人 Fハ「自分達ハ鶏ヲ盗ムモノト思ツテ行 ツタ処此ノ家ノ脇ノ道路ノ所マデ行ツタ時Aガ今夜八此ノ家へ強盗二入ルノダト云

ツタノデ初メテ判リマシタ」(記録六一二丁表)ト答へ更二裁判長ノAヨリ強盗二 入ル事ヲ強要威嚇サレタ時ニ何故逃ゲナカツタカノ旨ノ問ニ対シテ被告人 D ハ「最 初一同表門カラ屋敷内へ入ツタ処誰レカガ中カラ戸ヲ開ケタノテ逃ゲ出シ私ハEト F ノ三人テコノママ帰ラウト思ヒ元来タ道ヲ引返シ坂ノ辺マテ戻ツタ処 A ガ後カラ 呼止メオ前達ハヤラヌノカト言フノデ私ガ俺ハ嫌ダカラ家へ帰ルト言フトAハヤラ ナケレバ俺ガオ前達ヲブツタ斬ルト言ヒ本当ニ斬リカネナイ様子ヲシタノデ仕方ナ シニ又Aノ後ニツイテ行キマシタカ門カラ入ル気ニナレマセンテシタスルトAカ後 カラ私ノ体ヲ押シテ門ノ中へ入レタノテス」「庭へ行ツテカラA二自分達ノ配置ヲ キメラレタノテス 」「Fハ外テ見張ヲシEハ釜屋ノ方カラ入レト言ヒ私ニ対シテハ オ前八俺ノ後カラツイテ来イソシテ部屋二入ツタラ家人二金ヲ出セト言ヘト言ツタ ノテス」(記録五九九丁裏 六〇〇丁裏)ト答へ被告人Fハ「(前略)途中マテ逃 ケタ処A二追ヒ付カレテー緒二強盗二入ラナケレバ殺シテ仕舞フト云フ様ナ事ヲ言 ハレマシタシ此ノ前ニDカラAハ恐ロシイ男タト云フ事ヲ聞イテ居タノテ後テトン ナ事ヲサレルカ判リマセンノテ逃ケラレナカツタノテス」(記録六一三丁表)ト答 ヘテ居ル而シテ第一審相被告人 A ノ犯罪当時二於ケル精神鑑定ノ結果同人八曾テ精 神分裂二罹リタル病歴ヲ有スルモノナルカ昭和二十一年二月十七日本件犯行当時ニ 於テ八其ノ未治ノ儘経過シ精神分裂病状態ト診断スヘキ軽度ノ精神障礙ヲ有シタル モノト判定セラレ当時心神耗弱者テアツタ事実ヲ認容シ同人ニ懲役ニ年ニ処シ其ノ 裁判確定ノ日ヨリ三年間右刑ノ執行ヲ猶予スルノ判決ヲ下シ之ヲ確定シタ事ハ記録 上明カテアル以上ノ事実ヲ綜合考覈スルトキ被告人D同E同F八昭和二十一年二月 十七日本件犯行当時先ツAト共ニ鶏窃盗ノ目的ニテ被害者B宅附近ニ赴イタ処卒然 Aヨリ同人宅ニ入ルヘキ旨ヲ申シ聞カサレ始メテ同人ニ強盗ノ犯意アルコトヲ知リ 一旦B家敷内二入リタルモ恐レヲ為シ三名共之ヲ罷メテ逃ゲ帰へロウトシタカ体躯 肥大容貌兇悪而モ精神分裂病状態ニ在ツタAヨリ抜身ノ日本刀ヲ振廻サレー緒ニヤ

ラナイトキハ斬殺スル旨告ケラレテ極度ノ脅迫ヲ受ケ其ノ意思ノ自由ヲ喪失スルニ至リ爾後Aノ指図ノ儘二機械的ニ行動シタルモノナルコトヲ容易ニ認メ得へク百歩ヲ譲リ心神喪失ノ状態ニアラストスルモ尠クトモ其ノ耗弱ノ状態ニ在ツタ事ヲ認メルヨリ外ナキ事ハ経験則上当然ノ事理テアルト云ハネハナラナイ、サレバコソ原判決ニ於テモ其ノ事実理由中ニ「被告人三名ハ抜キ身ノ日本刀ヲ所持シテ居タ....... Aカラ......強盗スル事ヲ強要セラレ」「同人ノ言ニ従ヒ」「其ノ指図ニ従ヒ」ト判示シテ居ルノテアル然ラハ、即チ原判決ハ認定セル事実ニ対シ刑法第三十九条ヲ適用セサルノ法令違反アリ夫ハ判決ニ影響ヲ及ホスヘキモノナル事明白ナルヲ以テ原判決ハ到底破毀ヲ免レナイモノト思料スルと云うのであるが、原判決は被告人等が第一審相被告人Aと本件強盗を共謀するに至つた事情において右Aの強要にもとずくところがあつた旨を判示するに止まり、被告人等の本件強盗の実行行為が意思の自由を喪失した状態において為されたことを認定した跡は毫もない。してみれば原判決が判示事実に対し刑法第三十九条の規定を適用しなかつたとて、何等違法とすべき筋合ではない。従つて、原判決には所論の如き違法の廉があると云うことはできない。論旨は理由がない。

同第二点原判決八其ノ理由ニ齟齬カアルカ又八採証ノ法則ニ違反シタカ又八証拠ニ基カスシテ判断ヲナシタ違法カアル本件被告人三名カ本件犯行当時ニ心神喪失又ハ心神耗弱ノ状態ニ在ツタ事実ニ付テハ上告趣意第一点ニ於テ叙述シタ通リテアルカ原審判決ハ原審公判廷ニ於テ弁護人ノ為シタ「被告人三名ハ本件犯行当時Aノ脅迫ニ因リ意思ノ自由ヲ喪失シテイタモノテアルカラ刑事責任ヲ負ハナイ」旨ノ主張ニ対シ「被告人等ノ当公判廷ニ於ケル供述ニヨレハ其ノ然ラサル事実カ認メラレタカラ弁護人ノ主張ハ採用シナイ」トノ判断ヲ示シタ、仍ツテ原審公判調書ヲ査スルニ裁判長カ被告人Dノ訊問ニ於テ採用シタル同被告人ニ対スル予審判事ノ第四回訊問調書ノニ問答 即チ「(問)被告人等カ本年ニ月十七日午後十一時半頃B方へ強

盗二入ツテBヲ脅迫シテ現金四百九十円ヲ奪ツタ際被告人Fモ其ノ相談ニ加ハツタ 事八相違ナイカ(答)相違アリマセヌ、私等カ被告人C方テ最初鷄ヲ盗ンデ来テ料 理シテ飯テモ食ハウカト相談シタトキAカ鶏ヲ盗ムヨリ強盗二入ツテ金ヲ取ツタ方 ガ良イト云ヒ出シ私等ヲ連レ出シタノテ私等ハAニ連レラレテB方へ行ツタノテア リマスカ其ノ時Fモ私等ト同様Aノ言フ事ニ強盗ニ入ル事ニ同意シタノデアリマス。 私等八B方ノ庭先迄行ツタ時ニA力私等ニ之カラ此ノ家ニ入ツテ金ヲ取ルノタト申 シ私等ニー緒ニ入レト半ハ脅カス様ニ申シタノテ私ハ元ヨリEモFモAノ云フ事ニ 従ヒ結局B方へ入ツテ金ヲ取ル事ニ賛成シタノテアリマス「(記録五九七丁裏及四 〇五丁)ニ対シ被告人Dハ「実八此ノ時Aハ強盗ノ話ヲシタカ誰モ賛成シナカツタ ノテ出掛ケル時二八 A 八 C 二対シ鶏ヲ盗ンテ来ルカラ飯ヲ炊イテ居レト言ツタノテ 自分達八鶏ヲトリニ行クモノト思ツテー緒ニ行ツタノテス」(記録五九八丁)トノ 供述アル外被告人三名カ本件犯行当時心神喪失ノ状態ニアツタノテハナイ事ヲ認メ 得ル様ナ供述ハ何処ニモ発見シ得ナイ、否被告人三名ハ予審第一審公判及原審公判 ヲ通シ終始ー貫抜身ノ日本刀ヲ所持シテ居タAカラー緒ニヤラネハ殺害スル旨ノ脅 迫ヲ受ケテ其ノ指示ノマヽニ行動シタ事ヲ述ヘテ居ルノテアツテ正常ナル精神状態 二於テ強盗ヲ共謀シ且之ヲ遂行シタト認メラレル様ナ供述ハ一度モシテヰナイノテ アル、又A八予審判事ニ対シC方ヲ立出ツル際八鶏ヲ盗ミニ行ク心算デアツタ事ヲ 供述(記録二七六丁)シ更ニ司法警察官ニ対シテハ被告人三名ニ対シー緒ニヤラネ ハヤツツケテシマフソト言ツタカモ知レヌ旨ヲ供述(四〇丁)シテ居ル即チ被告人 三名二付原審公判廷二於テ本件犯行当時Aノ脅迫ニ因リ意思ノ自由ヲ喪失シテ居タ モノテナイ事ヲ認メ得ル様ナ供述ハ虚無テアル、原審公判審理ノ全過程ヲ公判調書 二付精査スルモ、ソレ自体右ノ事実ヲ認メ得ル様ナ事項ハ見当ラナイノテアル、原 審裁判官二於テ、主犯Aカ其ノ心神耗弱状態等ヨリ懲役二年執行猶予三年ト言フ様 ナ処罰ヲ受ケル事ニナツタ為被告人三名ニ於テ本件ノ罪責ヲ負担セネバナラヌト云

フ様ナ科刑上ノ裁量カ暗々裡二働イテ強イテ採証上ノ法則(経験則)二拠ラナカツタト考へルヨリ外カナイ、然ラハ原判決ハ虚無ノ証拠二拠リ又ハ採証上ノ法則ヲ誤リ事実ヲ認定シ誤ツテ判決ニ影響ヲ及ホスヘキ判断ヲ為シタル違法アル事明瞭テアルカラ此ノ点カラモ原判決ハ破毀ヲ免レナイモノト思料スル」と云うのであるが、原判示事実は原判決挙示の証拠によつて優にこれを証明することが出来、しかもその間採証の法則に違反し又は証拠にもとづかないで事実を認定したと見るべき廉は寸毫も存しない。所論は畢竟原判示に副わない独自の見解にもとづいて原判決の事実認定を非難するに過ぎないのであつて、固より適法な上告の理由と云うわけにいかぬ。論旨は理由がない。

第三点原判決二八審理不尽ノ違法カアル本件被害者B方附近ノ地理ハ c 街道 d 街道及 e 道ニヨリ三角形二挟マレタ為交通上取リ残サレタ不便ノ地デアツテ同人宅西側二接スル如来寺ニ通ズル村道ハ幅員六尺余ノ急坂道デアリ南側二接スル d 街道ニ通ズル道路八西方ニ向ツテハ作場道デ行先八山手デ袋路トナツテ居リ且ツ右道路ノ南側八丈余ノ土手トナツテソノ下ハ水田デアル。暗夜地理不案内ナル被告人三名ハ(特ニ被告人F八満十八年三月ニ満タヌ)右ノ如キ状況ニ在ツテ如来寺ニ通ズル坂道ヲ通リ引キ返スヨリ外ナク而シテ其ノ場ニ於テAヨリ前述ノ如ク脅迫セラレタ際果シテ脱出可能ナリヤ否ヤ等ヲ現場ニ付検証シテ之ヲ確認スル事ハ叙上ノ様ナ状況下ニ於ケル被告人三名ノ本件犯行ニ於テハ極メテ重要ナル事項ニ属シ其ノ実体ニ直接関連アル事柄デアルト言ハネバナラヌ予審判事ノ検証調書ダケデハ右ノ観点ヨリ甚ダ不十分デアル然ルニ原審公判廷ニ於テ弁護人ヨリ本件犯行現状ノ検証ヲ申請シタノニ対シ原審裁判所ハ輒ク之ガ却下ノ決定ヲ為シタルハ審理ヲ尽クササルノ違法ガアルト言ハネバナラヌ。此点ヨリスルモ原判決ハ亦破毀ヲ免レナイモノト思料スル」と云うのであるが、証拠調の範囲並びにその限度は事実裁判所の専権に属するのであるから、所論の如き事項につき原審が検証をしなかつたとしても、それを非

難するは当らない。しかも、原判決にはいささかも審理不尽の跡を発見し得ない。 論旨は、従つて理由なきものと云わなくてはならない。

弁護人石橋信上告趣意書原判決は事実の重大なる誤認を疑ふに足る顕著なる事由 があるので事実審理を開始する旨の御決定をなさるべきものであると信ずる。原審 判決は被告人等の本件起訴にかゝるBより金四百四拾円を強取したのは第一審の相 被告人であつたAより脅迫せられ、全く意思決定の自由を失つた結果行はれたので あるが故にその強取の行為については犯罪責任を負ふべきものでないと云ふ弁護人 の主張を排斥し、被告人等の公判廷に於ける供述、証人Bに対する原審に於ける訊 問調書、並に押収にかゝる日本刀木剣棍棒を証拠として挙示援用し、その強盗行為 を既遂であると認定して居られるのであるが記録を精査すると、一、被告人Dに対 する予審第三回訊問調書第一回問答(二〇〇丁裏)二、同 E に対する同上第二回訊 問調書第四〇問答(二二七丁表より同丁裏にわたる)三、同Fに対する同上第四回 訊問調書第一六問答(三〇〇丁裏)四、第一審公判調書中(イ)被告人Dに対する 訊問の部分中四六六丁裏一行目より四六八丁表二行目まで、(ロ)同Eに対する同 上四八三丁表七行目より裏七行目まで(ハ)同Fに対する同上四九八丁表三行目よ り裏七行目まで、五、第二審公判調書中(イ)四九九丁裏四行目より六〇〇丁表七 行目まで、(□)六○四丁表十二行目より裏三行目まで、(ハ)六一四丁表八行目 より裏一行目まで、六、第一審相被告人Aに対する鑑定等(三六三丁より三九三丁 にいたる)七、同人に対する第一審の判決(五七三丁より五七七丁にいたる)等の 各証拠を綜合するときは、本件の犯行につき、被告人等とAとの間に共謀の成立せ る事実はこれを認め得るも被告人等はBの住宅内に侵入し、金品の強取に着手せん とした際遽かに責任の重大なること恐怖の心とに駆られこれを中止して逃げ帰へら うとしたが第一審の相被告人であつた A が抜刀を振舞はしつゝ入らなければお前達 をやつつけて仕舞ふぞと文字通り、気狂に刄物を持つて脅かされこれを斥けて逃げ 出せばどんな危害が身に迫まるかわからなかつたので、Aの指図通りにB方に押入り結局金員を強取したものであり、従つてこの強取行為は被告人等の自由なる意思に基いてされたものではなく、まことに第一、二審に於て弁護人の主張せるその部分の無罪論は正当であつたと、認められこれに反する原審の事実認定はまさに重大なる事実誤認の顕著なる事由があるものと云はねばならぬ」と云うのであるが、所論の如く原判決の事実認定を攻撃する論旨は、日本国憲法の施行に伴ふ刑事訴訟法の応急的措置に関する法律第十三条第二項の規定により適法な上告の理由として取扱うわけにはいかないので、論旨は理由なきものと云うの外はない。

以上の理由により刑事訴訟法第四百四十六条に則り主文の如く判決する。

この判決は裁判官の全員一致の意見によるものである。

検察官小幡勇三郎関与

昭和二十二年十一月二十九日

最高裁判所第二小法廷

義	直	崎	塚	裁判所裁判官
_	精	山	霜	裁判官
茂		山	栗	裁判官
郎	Л	Ħ	蔝	裁判官

裁判官小谷勝重は出張につき署名捺印することが出来ない

裁判長裁判官 塚 崎 直 義